

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成29年 3月 1日にパフォーマンス向上会議で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 II: 該当なし

区分 III: 該当なし

その他: 5 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	2号機	非常用ディーゼル発電設備(A)排気消音装置入口排気管において、腐食が認められたため、当該箇所を点検・修理。 なお、ディーゼル発電設備の運転に支障無し。	GⅢ	
2	2号機	高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備排気管サポートにおいて、腐食が認められたため、当該箇所を点検・修理。 なお、ディーゼル発電設備の運転に支障無し。	GⅢ	
3	2号機	作業用電源箱(S-201)への仮設電源ケーブルの接続作業において、配線の誤接続があり、受電後漏電しや断器の動作が認められたため、原因調査・対策検討。	GⅢ	
4	1・2号廃棄物処理設備	1号機低電導度廃液系受タンク(A)において、内部ゴムライニングの劣化が認められたため、当該箇所を点検・修理。	GⅢ	
5	1・2号廃棄物処理設備	2号機低電導度廃液系受タンク(B)において、内部ゴムライニングの劣化が認められたため、当該箇所を点検・修理。	GⅢ	